

和歌山県ゴールデンキッズ発掘プロジェクト実施要綱

(趣旨)

第1条 県内の小学生を対象に、体力・運動能力が特に優れた子ども達を発掘し、育成プログラムを実施することにより、将来、オリンピックをはじめとする国際舞台で活躍できる競技者を和歌山県から輩出することを目的とする。

(事業方針)

第2条 事業方針を次のとおりとする。

- (1) 競技力向上のためのゴールデンキッズ発掘システムの構築
- (2) ジュニア期からの一貫指導システムの構築
- (3) ジュニア期の発達段階に応じた指導方法の確立
- (4) 県体育協会、行政機関、各競技団体、体育指導委員等各種スポーツ関係者の人的・組織的な協力体制の促進
- (5) 競技団体の組織体制の確立及び組織間連携の充実

(主催)

第3条 主催は、和歌山県教育委員会とする。

(共催)

第4条 共催は、社団法人和歌山県体育協会、財団法人和歌山県スポーツ振興財団とする。

(主管)

第5条 主管は、和歌山県ゴールデンキッズ発掘プロジェクト実行委員会とする。

(協力及び協賛)

第6条 協力及び協賛は、主催者が認める団体とする。

(補足)

第7条 この要綱に定めるもののほか、「和歌山県ゴールデンキッズ発掘プロジェクト」の実施及び運営に必要な事項は別に定める。

附 則

この要綱は、平成18年5月26日から施行する。